

消費者裁判手続特例法 (2)

—第1段階の手続における訴訟物を巡る議論について

弁護士 野々山 宏

1 問題の所在

2013年12月に消費者被害の集団的な救済のための新しい訴訟制度として「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(一般に「消費者裁判手続特例法」と略称されている。本稿では以下単に「同法」という。)が成立し、2016年10月1日から施行される¹。

同法は、第1段階の共通義務確認の訴えと第2段階の簡易確定手続の2段階の訴訟構造となっている。このうち、第1段階の共通義務確認の訴えは、消費者契約法により差止請求権を付与されている「適格消費者団体」から、さらに厳しい要件で内閣総理大臣から認定された「特定適格消費者団体」が原告となり、被害を受けた多数の消費者に共通する基礎となるべき法律関係の存在を確認する訴訟である。同法2条4項で、「消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。」と定義されている。

共通義務確認の訴えは、個々の消費者が事業者に対して有する金銭支払請求権の存否を確認するものではない。訴えを特定するために訴状に記載を求められているのは、「対象債権」と「対象消費者の範囲」であり(同法5条)、請求権の主体であるべき個々の消費者は特定されていない。また、原告である特定適格消費者団体の実体上の権利が対象となるわけではなく、一見すると他人間の抽象的法律関係を確認する訴訟にも見える。そのため、第1にこの訴訟の訴訟物をどのような法律関係の確認と捉えるか、第2に同一の訴訟物か否かの基準、すなわち訴訟物の特定をどのように考えるかが問題となり、研究者や実務家の間で議論となっている²。この問題は、理論的にも興味深いとともに、訴訟物が既判力の範囲や訴えの変更の基礎となるため、実務的にも重要な論点である。

2 訴訟物としての法律関係

伊藤眞先生は、共通義務確認の訴えの訴訟物が他人又は他人間の権利義務に当たらない以上、法定訴訟担当が成立するとの考え方は困難であること、同法5条が対象債権及び対象消費者の範囲を訴状の必要的記載事項としていることから抽象的法律関係が訴訟物になるとの考え方を適切ではないとした上で、他人間の法律関係を訴訟物と捉えることを基本とし、範囲によって特定された被害者の金銭支払請求権とそれに対する事業者の義務であり、個々の消費者の金銭支払請求権の基礎となるべき、共通の概括的法律関係(共通義務)を意味するとしている³。

町村泰貴先生は、共通義務確認の訴えの訴訟物は、訴訟物理論の違いにより、対象消費者に複数の実体法上の請求権が成立する可能性がある場合には、その複数の請求権のそれぞれに対応する複数の共通義務がそれぞれ訴訟物を構成する「個別請求権構成」と、複数の請求権をまとめた受給権に対応する単一の共通義務が訴訟物となると構成する「受給権構成」があり得るとした上で、それぞれの同法に基づく手続の帰結を検討し、同法の解釈として適格的なのは、個別請求権構成と解している。その理由は、簡易確定手続および異議後の訴訟手続における対象消費者の請求権と共通義務確認の訴えの対象債権とが、その事実上および法律上の原因について共通していることを要求されているので、共通義務確認訴訟の既判力と一致すると解する方が簡明であるからとしている⁴。

思うに、共通義務確認の訴えは、個別の法人格が有する具体的な請求権を対象とした通常の確認訴訟とは異なり、「相当多数の消費者に生じた」「共通する事実上及び法律上の原因に基づく」金銭支払請求権の存否を確認するものである(同法2条4項)。請求権の主体は範囲で特定され、金銭支払請求権でありながら金額の特定もされず共通の事実上及び法律上の原因によって特定され、これを特定適格消費者団体が確認をする特別な確認訴訟である。ただし、この確認訴訟だけで完結するのではなく、その後の簡易確定手続等によって具体的な請求権の主体と金額が明らかになることが予定されている。その意味で、確認の対象となるのは、後の確定手続で主体と金額が具体化されることを前提としている一定の範囲の被害消費者が有している具体的な権利とこれに対応する事業者の具体的な義務を基礎とする実体法上の権利関係である。その権利関係は、複数の請求権をまとめた受給権ではなく、旧訴訟物理論に基づき個別の請求権と解すべきである。ただ

し、その請求権には、「共通する事実上及び法律上の原因に基づ」くとの特別の要件が付されていることを注意すべきである。

したがって、共通義務確認の訴えの訴訟物は、一定の範囲の対象消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づく実体法上の請求権と解される。対象消費者の範囲が異なれば訴訟物は異なることになり、実体法上の請求権が異なれば訴訟物は異なることになる。

3 訴訟物の特定

例えば、甲会社が多くを消費者を集めて説明会を開いて、健康食品について医薬的な効果が無いのにあたかもあるかのように説明し、かつ長時間拘束して販売した場合には、契約した消費者が主張できる法的根拠は、①販売行為が公序良俗に反して無効(民法90条)、②詐欺取消(民法96条)、③不実告知取消(消費者契約法4条1項1号)、④退去妨害取消(消費者契約法4条3項2号)、⑤不法行為(民法709条)が考えられる。これを特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起する場合の請求権は、①②③④はいずれも不当利得返還請求権であり、⑤は損害賠償請求権であり請求権が異なっており、訴訟物が異なることとなる。では、①②③④は不当利得返還請求権として共通するので、同一の訴訟物となるのであろうか。複数の原因に基づく取消や錯誤が主張されても、それが同一給付に係る不当利得返還請求権を基礎づける攻撃防御方法にとどまるときは、訴訟物としては一つとする見解が一般的と思われる⁵。

しかし、共通義務確認の訴えではこれは妥当であろうか。上記事例で①②③④は請求権としては不当利得返還請求権として共通であるが、それぞれの権利を行使できる対象消費者の範囲は異なってくるので、別個の訴訟物と捉える余地がある。②③④は取消をすることで①と範囲は異なる。②③と④は取消ができる要件が異なっている。③は②より広い要件であり②を含むとも考えられるが、取消の行使期間が異なっている。どのような法的根拠で不当利得返還請求権が認定されるかによって救済される対象消費者の範囲が異なることとなる。同法は多数の被害者を広く救済することを目的とするが、裁判所が①②③④のいずれかの法的根拠で不当利得返還請求を認めると、それ以上、他の法的根拠を判断しなくても良いと解してしまえば、救済されない消費者が生じることとなってしまう、不都合である。実際に救済される対象消費者の範囲が変われば同一の請求権でもその法的根拠は単なる攻撃防

御方法ではなく、異なる訴訟物と解すべきではなかろうか。不当利得返還請求権で1つの訴訟物と解するとしても、少なくとも、特定適格消費者団体が勝訴する場合には判決理由中に主張されている法的根拠のうち請求を認容できるすべてを判断すべきであると考えている。同法2条4号が法律上だけでなく事実上の共通性をあげていることから根拠づけられるのではなかろうか。

この点は、訴訟の煩雑化や仮差押における被保全債権の特定、別訴が容易となるなどの課題もあり、なお検討を要するところであり、今後も考えていきたい。

- 1 同法の概要については、①加納克利・松田知丈「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の概要」(金融法務事情1987号、2014年)92頁、②消費者庁消費者制度課編「一問一答 消費者裁判手続特例法」(商事法務、2014年)、③山本和彦『解説 消費者裁判手続特例法』(弘文堂、2015年)、④町村泰貴『消費者のための集団裁判』(LABO、2014年) などがある。
- 2 伊藤眞「消費者被害回復裁判手続の法構造－共通義務確認訴訟を中心として」(法曹時報66巻8号、2014年)1頁以下、町村泰貴「消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えと訴訟物」(北大法学論集65巻3号、2015年)57頁以下。今後実務を担当することになる弁護士や裁判官も検討会や研究会を設けて議論を重ねている。
- 3 前掲伊藤12頁から16頁。
- 4 前掲町村71頁から74頁。
- 5 前掲伊藤17頁